特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令

（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部改正）

第一条　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（特定排出者の事業活動に伴う三ふっ化窒素の排出量の算定に係る係数等）

第八条の二　令別表第十三の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一七とする。

2　令別表第十三の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合　〇・〇二

二　半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合　〇・二〇

三　液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合　〇・〇三

四　液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合　〇・三〇

第十条中「第八条」を「第八条の二」に改める。

（温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部改正）

第二条　温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令（平成十八年経済産業省環境省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百八十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年四月三十日

総務大臣臨時代理
国務大臣　石破　茂

一　名　　称　平成二十七年度豪州における射撃訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十七年五月一日から平成二十七年五月二十六日まで

三　派遣人数（概数）　三十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦ビクトリア州

○法務省告示第二百四十七号

秋田県大仙市役所備付けの次の戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年六月一日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる戸籍の謄本、抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大仙市役所又は秋田地方法務局大曲支局に照会すること。

平成二十七年四月三十日

法務大臣　上川　陽子

秋田県仙北郡内小友村宮林新田字宮林九十七番地ノ三　大友源一郎

○法務省告示第二百四十八号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月三十日

法務大臣　上川　陽子

第一号中「東京都江東区新大橋一丁目八番十一号」を「東京都中央区日本橋堀留町二丁目四番三号」に改める。

第二号イの表株式会社スギヤマの項中「機械加工」の下に「、金属プレス加工」を加える。

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社佐藤鉄筋興業	青森県八戸市大字新井田字寺沢下四番地四	鉄筋施工
有限会社Ｂａｓｅ	神奈川県横浜市青葉区千草台四十七番地三十四	建築大工
株式会社中部サナ流通	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目十三番一号	工業包装
有限会社長谷川光建	愛知県小牧市下小針天神三丁目三百八十三番地	建築大工

○外務省告示第百四十三号

平成二十七年三月十三日及び同年三月十八日にプノンペンで、外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がカンボジア王国政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十七年四月十五日から実施された。

平成二十七年四月三十日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（在カンボジア王国日本国大使館からカンボジア王国外務国際協力省宛ての口上書）

（訳文）

No.097／AJ－Poli

口上書

在カンボジア王国日本国大使館は、カンボジア王国外務国際協力省に敬意を表するとともに、同省発二千十四年三月二十四日付け口上書第607／MFA－IC／LCT号及び同省発二千十五年三月十一日付け口上書第558／MFA－IC／LCI号に関し、日本国政府が、外交及び公用旅券所持者に対する外交及び公用査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年四月十五日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1　カンボジア王国の国民であって、カンボジア王国外務国際協力省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しカンボジア王国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該カンボジア王国の国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、外交又は公用査証を取得することなく日本国に入国することができる。

2　(1)　カンボジア王国外務国際協力省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するカンボジア王国の国民であって、1にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するカンボジア王国の国民には適用されない。